

少年教護法案成立経緯に関する研究

——法案内容の変遷に着目して——

The circumstances of formation about Syonenkyogoho

山 崎 由 可 里

Yukari YAMAZAKI

(和歌山大学教育学部)

2011年10月14日受理

要 旨

本稿は、1933年に議員立法として成立した少年教護法成立の経緯に関する研究の一環であり、少年教護法案の作成から少年教護法案審議期間中における感化院関係者の活動をふまえ、感化教育実践に携わってきた感化院関係者の長年の要望を反映したものと位置付け、第64回帝国議会での少年教護法案の審議内容の具体的な変遷、およびその性格の一斑について検討した。その結果、第一に、少年教護法は感化院関係者の尽力によって成立した法律であったこと、第二に、審議を重ねる毎に、感化院関係者の要望を反映した荒川議員の法案の趣旨説明から隔った内容へと修正が加えられてしまったことを明らかにした。また、少年教護法の成立過程から看取されるその性格については、以下の二点を明らかにした。第一に、感化法改正そのものが長年にわたる関係者の念願であり、少年教護法案は審議の過程で(とりわけ司法省の抵抗に遭い)廃案の危機にさらされていたことである。第二に、法案成立には、省庁の権限争いなど、感化院関係者の思惑とは別の次元で議論が展開し、これまで少年教護法成立のために尽力し続けてきた武田らが、法案成立を第一義課題と位置づけたこともあって、大幅な修正のもとに少年教護法が成立したことである。

はじめに

少年教護法の審議とその内容については、法案成立に尽力した当事者(感化院長)から成る感化法改正期成同盟会による顛末録^{*1}、行政処分による親権介入の是非を切り口にして、内務省と司法省の対立・攻防の様相を解明した森田の研究^{*2}、法案や衆議院での修正案、および可決された少年教護法の比較を行った拙稿^{*3}、先述の顛末録未収録の大阪府立大阪修徳学院所蔵資料を用いた石原^{*4}や二井による研究^{*5}などがある。そのうち、森田の研究は、少年教護法について行政処分(親権介入の是非)に着目して司法省と内務省との対立を軸に少年教護法案審議過程を分析したものであり、少年教護法案における他の論点にそった検討を行ったものではない。また、拙稿も児童鑑別や小学校卒業認定などについて、法案と修正案、成立した法律の比較をしているものの、議会での議論や感化院改正期成同盟の動向を詳細に検討したものにはなっていない。本稿では、石原や二井による新資料を用いた研究成果に学び、少年教護法案の作成から少年教護法案審議期間中における感化院関係者の働きをふまえ、1)少年教護法私案が感化教育実践に実際に携わってきた感化院関係者の長年の要望を反映したものと位置付け、2)第64回帝国議会での少年教護法案の審議内容の具体的な変遷、およびその性格の一斑を明らかにすることを

目的とする。

1. 感化法の改正に関する社会事業調査会の答申、および感化教育関係者による少年教護法私案(感化法改正案)
- 1) 施設外感化や児童鑑別などを盛り込んだ社会事業調査会の答申、および感化法改正を主眼とした「四常設委員」の選出

1926(T15)年開催の第2回社会事業調査会にて内務大臣より感化法改正に関する諮問があり、1927(S2)年6月に答申が発表された。1922(T11)年改正の感化法とこの答申を比較すると、新たに加えられた事項として、①児童保護員の設置、②小学校の教科修了認定などがあり、希望事項として①感化処分の適性を期すための児童調査および鑑別機関の設置、②大都市における児童の一時保護機関の設置、③精神障害による不良児収容施設の設置などがみられた。

一方、この答申後の同年10月21-23日に行われた第6回愛知以西二府十六県感化院長協議会において、感化教育振興のための討議整理を意図し、武田慎次郎(大阪武田塾)、熊野隆治(大阪府立大阪修徳館)、池田千年(兵庫県立土山学園)、田中藤左右衛門(京都府立京都新陽学校)の4名が常設委員として選出された。この会議で可決あるいは委員付託され修正可決された建議事項に

は、「各道府県ニ児童鑑別機関ヲ設置スル様指示サレシコトヲ政府ニ建議シテハ如何」(委員付託修正にて可決)、「感化法モ少年法ト同様ノ精神ニ依リテ修養少年ニ関スル記事ヲ新聞雑誌ニ掲載スルコトヲ禁止スル条項ヲ速ニ追加スル様当局ニ対シ建議スル件」(可決)と、少年教護法案の両院における審議過程で条文を大幅修正させられ議論の対象になった内容も含まれていた*6。

その後、1931(S 6)年5月には日本感化教育会にて関西支部結成が議決され、同年11月に発会式が挙行された。また、同年10月に開催された愛知以西二府十六県感化院長会議では、感化教育振興上の重要な策として、「感化法改正に就ては内務大臣社会局長官社会部長に対し書面又は其他適當の方法を以て関西支部に於て其促進を懇談すること」、「少年法に対する感化教育の合理的世論の作興並に学者政治家操觚者等の感化教育の理解運動に就ては関西支部に於て適當なる方法を講ずること」*7(下線部は引用者、以下同様)など4項目が挙げられた。このように、関西支部は感化法改正やそのための要求運動の中心組織となり、先の常設委員の4名はその中核をなした。

2) 感化教育実践上の困難解消を目指し、法改正運動に取り組んだ常設委員会

武田慎治郎ら4名から成る常設委員会は、感化法改正を主眼として、1927(S 2)年12月10日開催の第1回委員会をかわきりに、衆議院本会議での法案上程(1933年1月28日)直前の1月18日まで合計23回、年間3~4回のペースで開催された。当初、「多年ニ亘ル建議事項の検討及其実現方法研究」(1928年1月21-22日開催第2回委員会)、「保護教育ノ法令制度研究」(1928年4月30日-5月1日開催第3回委員会)のような法改正に関連した研究協議を行い、更に、感化法改正その他の内務省社会部長宛懇請書の提出(1928年5月)、荒川五郎代議士訪問および武田による少年教護法案草案編集(1930年10月)、少年教護法案逐条検討(1930年12月5-6日開催第13回委員会)、「感化法改正促進運動ノ件」(1931年10月13-14日開催第17回委員会)、「感化法改正運動貴族院ヨリ建議スルコトヲス」(1931年12月15-16日開催第18回委員会)、「感化法改正ノ件」(1932年8月9日開催第19回委員会)、「少年教護法案荒川代議士提出ヲ決定セラル」(1932年9月20日開催第20回委員会)、「陳情ノ為状況委員ノ打合」「感化法改正打合」(1932年10月14日開催第21回委員会)、「少年教護法案ニ伴フ予算案」、「其他議會提出上ノ対策」(1932年12月4日開催第22回委員会)、「少年教護法案荒川代議士参会」(1933年1月17日開催第23回委員会)など、国会への法案提出を実現するための活動を展開した*8。

このように少年教護法成立(感化法改正)に向けて積極的に活動した常設委員会は、具体的に何を問題とし

て認識し、何を改革しなければならないととらえていたのであろうか。院長として施設の管理運営の責任者であると同時に入所児童の教育に携わる教育者でもあった武田らは、多様な入所児童の実態に精通し、常設委員会だけでなく感化院長会議に参加して情報交換・意見交換を行っていた。そのような意味で、当事者による少年教護法案(私案)の基には、感化教育実践上で直面した困難や問題点の改善・解消を意図した要求があったと思われる。その一端は、感化法改正少年教護法案が国会提出された1932(S 7)年末発行の『少年教護時報』第4号に掲載された、熊野隆治(大阪修徳館長)の「感化法改正の喫緊を我立法府に訴ふ」から看取される。熊野は冒頭で、「今や吾々当事者の間に於て現行感化法改正の絶叫は正に頂点に達している」*9と述べ、現行感化法不備の主要点として、以下の15点を列挙している*10。

1. 教護の本旨教科設備其他根本法規規定がない
2. 少年の不良化防止及不良化の早期発見につき何等の措置なし
3. 少年の院内収容に至るまでの保護に冷淡
4. いよいよ入院となった際に少年に対し何等の研究もしない
5. 保護方法を院内のみに限るは時代後の甚しきもの
6. 退院後を等閑にすることは全く無責任の極みである
7. 市町村立私立等の収容施設を奨励助成することを忘れてる
8. 院長に修業卒業の認定権を認めて居らぬことは不合理の極
9. 教職員俸給が国庫の負担ならざるは不当である
10. 斯業の発展のために公課の免除は当然である
11. 経費負担の上に国家としての不均等を正すの要あり
12. 現行法規には不明瞭不適當の用語法文少なからず
13. 関係法規極めて複雑不統一である
14. 事務管捷や個人の権利拡張の如きを等閑に附して居る

これらは、内容的に①少年不良化防止や院外教護、退院後の支援など教護概念の拡大、②入院以前の処遇改善、鑑別による児童分類・適性処遇の確立、③経費増額、教職員の待遇改善、④市町村私立施設設置の奨励、⑤院長の義務教育修了認定権(入院児への義務教育保障)、⑥対象規定など法規上の問題(特に少年法との関係で)に大別される。そして、これらの内容の多くが少年教護法案に反映しており、後述するように、第64回帝国議会での法案審議においてもしばしば論点となった。

2. 第64回帝国議会での法案審議過程

1) 司法省を牽制した、衆議院本会議における荒川五郎の少年教護法案提出理由説明

少年教護法案の成立過程において、武田ら常設委員や国立武蔵野学院長の菊池俊諦をはじめとした日本感化教育会の会員ら感化教育関係者が、荒川代議士らと密に連絡をとり、議員への要請行動を展開した。この法案は感化教育関係者の長年の要望が反映したものであるとはいえ、それを議会で可決させるのは容易なら

ざることであった。

その要因のひとつは、森田が指摘しているような司法省の法案阻止の動きであった。これは、議会においては司法省と内務省関係者のやりとりというよりは、司法省と荒川代議士ら法案提出者あるいは賛同者との間での「攻防」として表れたものであった。

荒川は、法案の趣旨説明の中で、「予め申上げて置きますが、少年法との関係に於て、何か少年法に衝突するとか、或は少年法の範囲を侵すやうに考へられて居る人があるかに承りますが、併し少年法は刑事政策に基いたものでありまして、本案は社会政策からでたものであります、社会政策の一種の変則な教育でありますので、両者根本の相違があるのみならず、此法の改正に依って、少年法も相俟って、各其目的をも達し得る便宜があるのでありますから、此点予め御了解を願うて置きたい」*11(下線は引用者。議事録の引用については、カタカナを平仮名に改めた。以下同様)と、司法省を牽制し、少年教護法案は少年法と対立関係にないことを明言した。そして、感化法との比較で重要な改正点となる事項について、以下のように順に言及している。「是までは少年の不良化を初期に発見して、之に対して適当な処置を講ずると云ふ、大切なことが顧られて居なかった……如何なる感化不能の低能児でも、変質者でも御構ひなしに……心理学的医学的の鑑別を為すと云ふやうな方法が欠て居たのであります点…今日の進歩した科学的の方法で分類收容するやうな法を立てることは感化の目的を達するにも大事なことと思ひます」*12と、少年不良化の予防や適切な分類処遇、児童鑑別の確立の必要性を強調した。加えて、「小学校と同様の権限を認むるの必要は当然でありますから、之に或は卒業や修業の認定権を与へて、さうして彼等收容者に、前途に普通の人間として世の中に立ち得るやうな路を開いてやる等のことは、極めて必要であります」*13と、入院児童の退院後の社会生活も見通し、院長の義務教育修了認定権の重要性について言及した。そして、「私共は今回全国感化教育の実際化に付て、多年の体験に基く現行感化法の不備を徴して其意見を求め」*14と、法案作成過程で感化院関係者および専門家への意見聴取を行ったと述べている。これは、荒川の趣旨説明の根底には、感化院関係者が実感している現行法の不備や改善要求があることを示したものであった。

2) 少年教護法案委員会での法案提案・審議・修正

①法案を議員立法として国会提出した経緯および趣旨
(1933年2月1日開催の第2回少年教護法案委員会)
第2回少年教護法案委員会において、荒川は、引き続き少年教護法委員会でも法案の趣旨説明を行った。この中で、「感化業者或は少年審判所の官吏、矯正院の役員、教育家、それから心理学者、医学者及感化や少

年保護の当業者を初め其他各方面の意見を聴きました、尚ほ少年審判所並に矯正院や感化院等は実地に度々視察しました……今回此案を出しますに当たって、内務省には社会局があつて此仕事を監督指導をせられ、又少年法の仕事は司法省に勿論其人があるから、司法や内務の当局の御方に御相談して色々御意見も承つて、さうして御諒解を得て出すのが順序と思ひましたけれども、……是は却つて私独自の提案が宜しかろうと考へましたから、内務当局にも一言半句の相談も申さず、司法省の方にも友人があるにも拘わらず御尋ねもせず、私独自に此案を立てまして、幸に政友会の山下君や或は田子君等が非常に共感して下され、遂に七十名に近い各派有力な提出者の名前を列する程に進みまして之を提出するに至りました」*15と、児童保護、少年保護の当事者、役人、教育・心理・医学らの専門職などに意見を聴き、矯正院や感化院を直接視察のうえ、内務省と司法省には計らずに議員立法として立案し議会提出した旨を説明している。

②感化法改正の必要性の有無などに関する司法省、内務省の見解(1933年2月17日第3回少年教護法案委員会)

第3回少年教護法案委員会において、現行法(少年法、感化法)改正の必要性の有無、14歳を境界とする対象者規定の問題、法改正にともなう予算問題などに関して、中野種一郎議員らからの質問に答える形で、司法省・内務省双方の見解が示された。

八並政府委員(司法省)は、「司法省と致しましては全国に順次之を増設致しまして、少年の取締り或は感化を致しまするならば、遺漏なく行けるものと吾々は考へて居るのであります、特に御承知の通り保護処分の如きは少年法の第四条に規定してありますが、……そこで少年法の第四条の適用が十分出来まして、全国に此施設が出来ると云ふことになるならば、相当な保護が出来るものであると吾々は考へて居ります、併ながら唯遺憾ながら経費の関係上今日は出来て居らぬのでありますから、今日では遺憾の点が多々あるものと私は考へております」*16と、司法省は矯正院の普及(少年法適用地区の拡大)を計っている最中であり、矯正院が普及すれば少年保護は確立と主張、ただし予算の確保ができないために少年法適用地区の拡大が遅れていると答弁している。一方、丹羽政府委員(内務省)は、「御承知の通り感化法は既に其制定以来非常に時を経て居るやうな次第であります、三十年余りも経過を致して居ります、……まだ現在の情勢に応じて不十分なる点がありと認めて居るのであります、それは色々経費の関係もあります……是は国費のみならず地方費の関係もあります、……其他感化法の趣旨の点に付て、考究すべき点が大分あると考へて居ります、其点に付ては目下折角調査考究を致して居るやうな次第であります」*17と、感化法が不十分であることを認め

たものの、経費確保の問題もあり、内務省として現在研究中であると説明している。ところが、この後、司法省官僚が途中退席して戻って来なかったため、審議は打ち切りとなった。

③対象規定、児童鑑別、義務教育修業認定など、法案の趣旨説明にそった内容に関する質疑・各省庁の見解 (1933年2月20日第4回・22日第5回少年教護法案委員会)

少年教護法案委員会にて法案審議に入ってもなくの2月6日、日本感化教育会関西支部会長の田島錦治名にて、「感化院長外職員御一同」宛に「少年教護法案議会通過期成同盟に関する件」が発信されている。そして、2月19日には「少年教護法の経過報告」において(議員要請行動など精力的に行っている)武田らを押し寄せよと浅野(愛知学園長)ら4人が呼びかけ、翌2月20日、感化法改正期成同盟が結成された。このように、法案を何としても成立させようという機運がますます高揚する中、感化教育のあり方に影響を与える対象者の規定、児童鑑別、義務教育修業認定などに関する審議が行われた。

第4回は、主として山柘委員が内務省・文部省・司法省へ少年教護法案の各関連事項について質問し、答弁を行うというかたちで審議が進行した(司法省は第5回到答弁)。この、山柘議員らと各省庁とのやりとりは、感化院関係者の長年の要求に対する省庁の姿勢を示すものとして注目される。

【内務省】少年法との対象重複、児童鑑別問題

山柘委員は、「感化院に収容して居らない、多数の十四歳以下の者がいるに相違ないと想像に難くないのであります、従って此教護法の問題が起こって来るのであります、感化法のみで収容することを目的とせず、他の種々なる手段を以て教護すると云ふことを加えて行くことが、此教護法が感化法と異なる点であると思ふのであります、それ等の総ての手段を一方から少年法を拡充して行けば、出来るのではないかと云ふ議論が一応成立し得るのであります、少年法を見ますると十八歳以下の少年と書いてあって、最低の年齢が書いてありませぬ、……十四歳以下の児童にも亦少年法の手続きを取ることが出来るやうにも見えるのであります。……若し予算の都合に依って、矯正院を全国各地に及ぼすと云ふことが財政上の都合に依って可能であったと致します時には、少年法で一切さう云ふものは処置出来るものであると内務当局は御承知になるのでありませうか、其点を伺いたいのであります」^{*18}と、少年法と少年教護法案との対象者重複問題(14歳以下と14歳以上から18歳以下の問題)に言及し、少年法のみで14歳以下にも対処可能と内務省は考えるのかを質した。これに対し、丹羽政府委員(内務省)は、「少年法の成立致しました時に、其点は当時の司法当局よりも十分御説明が致してあると思ひます……少年法の領域

はどう云ふことかと申しますれば、それは大体に於て犯罪の能力のある者、責任能力のある者を大体目安にして行くのである、即ち十四歳以上の者を実際は目安に致すのである、……今日此両者を法律は両々相揃って、さうして大局から見ますれば、国家が不良少年に対する矯正なり、感化なり、或は保護なりと云ふものを、両方から並行し、又調和して進んで行くべきものなりと考へて居るやうな次第であります」^{*19}と、少年法制定時の議論にも言及し、当該少年が少年法の対象か感化法の対象かを規定する上での目安は、年齢(14歳以上・以下)と犯罪性や責任能力の程度であると回答している。さらに、少年教護法案の内容について、丹羽政府委員は、「少年教護法案を拝見致しますと、段々感化法では十分ではないではないかとして、吾々も研究致して居りますやうな点に規定が触れて居ることを認めます……其性能を鑑別すると云ふやうな必要を全く感じて居るのであります、さうして其性能を鑑別する場合には色々の設備も要りますし……而も此鑑別が十分に行かなければ、感化と云ふことも亦其効果を挙げ難いと云ふことは、申す迄もないと思ひます、其外或は其鑑別をする間、適当なる所に収容をして置くと云ふやうなことも必要になって来ると思ひます……吾々は其必要を感じて居るやうな次第であります……経費の関係上の問題に於て、十分考慮を要する点があると思ひます、もう一つは先程来御尋のありましたやうな少年法との関係に付て、尚考慮をすべき点があるのではないかと思ひます」^{*20}と、少年教護法案の内容が内務省で検討されている事項と重複する事項があること、適切処遇のための前の鑑別の必要性を認めている。ただし、予算問題と少年法との関係があるためか、この後の審議においても、丹羽ら内務官僚が法案成立に寄与するような発言を行うという様子は看取されない。

【文部省】感化院での義務教育履行問題

義務教育履修・修業認定問題は感化院関係者には切実な問題であったにも関わらず、文部省関係者が出席した委員会は、第4回委員会のみであった。

まず、感化院入所児童の義務教育の履修について、「是は就学義務を履行し得ざる状態に置いてある者」と、武部政府委員(文部省)は答弁している。続けて山柘委員は、「被教育資格なき者、斯様に解釈して居られるのだらうと思ふ、或は教育する能はざる者と云ふ風に解釈して居られるか、被教育可能性がないと解釈して居られるのか、……即ち能力の条件ですか、外的条件ですか」^{*21}と、感化院入所児童が義務教育を履行し得ていないのは、学習能力の問題か、制度の問題かを質した。これに対し、武部政府委員は、「外的条件と考へます、即ち学齢児童を就学せしめるのは親権者後見人の義務となって居ります、小学校に入れることが出来ないで、感化院に入れることになって居りますのは、

是は感化法の規定から其方に収容されるのでありますから、小学校令に依る親権者後見人の義務の履行と云ふ形式にはならないと思ひます故に、小学校の教科を終了すると云ふことに取扱ひ得ない状態なのであります」*22と、本人の学習能力ではなく制度的条件のために義務教育を履修し得ていないことを認める答弁をしている。

さらに山根委員は、「文部省は斯う云ふ特殊な児童に対する注意が私は甚だ足りないと思ふのであります、……私は文部省の政府委員に特にご出席を仰いで居ったのは、此特殊の、斯う云ふ児童の為に、文部省は少し力を入れて下さることが、而して殊に低能児を救済して行くことが、此不良児を少なくする重大なる原因になると思ふのでありまして、……感化院だの、矯正院だのと言って騒いで居っても駄目であります、……之を救済するには、どうしても文部省が斯う云ふ特殊の傾向を有つ児童の為に特別な手段を講じて努力をせられんことが必要である」*23と、不良少年や感化院入院児童に多くみられる「低能児」の教育問題に消極的な文部省を痛烈に批判した。

続いて1933年2月22日開催の第5回少年教護法案委員会では、司法省の見解が質された。

【司法省】少年教護法案の対象者が少年法を侵食することに対し警戒・反対

小山司法大臣は「十八歳未満の不良行為を為し又は不良行為を為す虞ある者に対して、此規定に依る保護処分を致すと云ふことは、是は私は行政処分として相当ならざるものありと考へて居る……要するに事は少年に対する人身の権利に関係があります……大体に於て第一条の此原則を規定して居る此立場から考へますと、司法省としてはただいまの少年審判所を数多く設置することを要求して居ります……少年法を施行せられて居る地域に於ては、不良少年の統計上の成績が可なり宜しいのであります、……司法省としては御同意を致し兼ると云ふ考を持って居るのであります」*24と、そして秋山司法書記官も「本案に依りますと、此暫定的の附則を第一条の第二項に持って参りまして、全く原則的のものにしてしまつて居るやうであります……将来少年法に依る保護処分の実施が全国的に出来まると設備を致しましても、それは大変無駄なものになつてしまひはせぬかと、斯う云ふ風に考へるのであります」*25と、少年教護法案が成立した場合、少年審判所・矯正院の増設を阻害するおそれがあると警戒・牽制した。

さらに、小山司法大臣は少年教護法案に同意できない理由について、「司法省が少年教護法に御同意出来ませぬのは……領域を幾らか超越して少年法の領域と今法理上決まって居る部分に御入りになつて居るやうに感ずるものでありますから、其点に於て御同意出来ないと云ふのであります」*26、「司法省として意見を申挙

げますと、感化法の今日の範囲の程度のものを改正すると云ふことで法案が出来て居りますならば、司法省は決して不用意ではないのであります、問題は少年法に触れて来る点に於て一寸御同意し兼ねると云ふものであります」*27と、少年教護法案は感化法以上に少年法の領分を侵食しているため反対であるとの見解を示した。

④司法省の賛同を得るための法案の大幅修正(1933年3月2日第9回少年教護法案委員会議)

前回の法案審議から一週間強のタイムラグを経て、法案の修正案が荒川委員より提案された。この間、荒川、山根、田子一民議員らは、内務省、司法省の関係者と直接懇談を行い、特に法案成立の支障となっている司法省からの賛意を得るために法案の大幅な修正を提示した。

荒川委員は、「司法省の本案に賛意を表するに困難とする点をいちいち説明を乞うて質問を致し、其結果提案者たる私共に於て、其司法省の此法案では賛成し兼ねると言はれる点に於て考究致して、それを出来るだけ其御希望に適ふやうに修正箇条を纏めました」*28と、司法省の意向にできるだけ添うよう法案を修正した旨を明言した。そして荒川委員は、具体的な修正箇所について、14歳以上の条文はずし附則へ、少年鑑別所は少年鑑別機関で任意設置へ、少年法に合わせて「少年審判所より送致される者」を追加、義務教育修了認定の基準を学力から知徳修養に変更するなどの説明を行った。加えて、「此間の懇談会で承れば、内務省の方も熱心に是には案を立てて、司法省に御交渉などがあつたださうであります、然るに其間にまだ双方の一致点を欠く点があつて……私が安心したばかりではない、全国の感化業者も安心致した訳であります、して見れば此案を成立さすに於て、内務省は勿論、又此やうに改正すれば司法省も援助をして下さる訳と思ひます」*29と、これだけの修正を行えば司法省の賛同は間違いないだろうとの念押しまでしている。このように、当初、衆議院本会議や少年教護法案委員会で行つた、法案の趣旨説明からはかけ離れるような大幅修正を行つても法案を可決する方向に急転した。

その後、順に条文毎に質疑・可否を問い、修正案と元の法案とを整合させるための小委員会が委員長一任で選定された。

この大幅な修正に関して、精神科医でもあり児童鑑別の必要性和適切な処遇の確立を主張してきた池田千年(兵庫県立土山学園長)は、一橋寮に詰める武田、浅野(愛知学園長)に、2月28日付で「段々考へて見ると、どうも社会局が児童保護なる者を十分に理解して居ないのではないかと云ふ事を感じます。此際社会局は社会事業調査会の委員と感化院長の代表者を集めて諮問し千載一遇である所の感化法改正を根本的に少年教護法案の通りに断行して児童保護百年の計を実むべきで

ある……こそくの改正なら此際むしろ止めた方が宜しくはないかと思ひます」*30と書簡を送っている。池田も何度か上京し武田らと行動を共にしているけれども、連日一橋寮に詰め議員まわりなどしていわば渦中の人である武田と異なり、池田は終始冷静且つ客観的に法案審議をとらえ、法改正の目的、少年教護法案の趣旨を蔑ろにするような修正(とりわけ司法省への妥協・譲歩)に対し警鐘を鳴らしたといえよう。

⑤大幅に修正された少年教護法案の可決(1933年3月6日第11回・3月7日第12回少年教護法案委員会)

第11回の委員会では、中野勇次郎委員長の小委員会によって整理された修正案が報告された。中野(勇)委員は、「委員会としては内務省の意向のある所、司法省の意の存する所、総て十分参酌して此案を作成した次第でありますから、御質問に対しては十分御答もしますが、大体御手許に廻しました印刷物の通りでありますから、どうぞ御賛成あらんことを御願致します」*31と、内務・司法両省の意向にできるだけそった修正を行ったので、これでどうか賛成をと、荒川委員も「司法当局の此法案に対する賛成し兼ねる理由を承って、其要旨を之に織込むことに致し、更に内務当局の出席を求めて、小委員会に於ては全部に互つての御意見をも承り、斯くて省委員長の御報告も出来たのであります」*32と、司法・内務両省に直接意見を聴いてそれをふまえて修正案を整理したのだということを示した。これに対し、八並政府委員(司法省)は、「実は只今始めて頂戴(紙に記された修正案)致したのであります……相成べくならばもう一日此委員会を御延期願って、其間に司法省としての各関係官吏の御集りを願って、研究を致した上賛否を述べたいと云ふのが私の本心であります……私等の意見が織込まれてあるか否やと云ふことも……根本の考に於てまだまだ研究の余地ありと、司法省としては考へて居るのであります……此際賛否の意見を留保致したい」*33と、賛成し兼ねるとの発言をした。この開き直りとも言えそうな発言に対し、荒川・山根・栗原委員より、司法省には非公式に法案の修正箇所を示しておいた、これに対し事前に司法省からの意見がなかったのだから修正案に賛成と思っていた旨、法手続上のことよりも実際の立場から法案に賛成してほしい、というような発言が相次いだ。

そして、1933年3月7日第12回少年教護法案委員会において、小委員会が整理した修正案が満場一致で可決され、貴族院へ送られた。この後、3月9日付で衆議院議長秋田清から貴族院議長徳川家達に、修正された少年教護法案が送付された。

3) 民法など関連法との法的な整合性など「親権」をめぐる、貴族院特別委員会での司法省の抵抗

貴族院では、特別委員会が3月17日、20日、22日、

23日、24日、25日と開催され、少年教護法案は25日に採択、可決された。

この特別委員会でも小山司法大臣が再三にわたって修正案に相違しかねる旨の発言を繰り返した。主には、17日、20日の特別委員会では、小山大臣らが司法省の意見として、少年教護院法案の対象規定のうち、①適当に親権又は後見を行っているか否かの決定権が行政官である地方長官にあること②親権者からの入院希望は親権放棄にあたるのではないかと③少年鑑別機関の内実が曖昧であり、司法省所管の少年審判所と同様のものにあたるのではないかと④少年教護委員は少年法の少年保護司と同じものになるのではないかと、などの点で賛成しかねると発言している*34。また、22日の特別委員会では、小山大臣が親権に関する民法改正案を持ち出し、関連法との整合性をふまえて感化法改正を行うべきではないかと発言した。質疑において内務省からは、政府委員が少年教護法案成立までの経緯—社会事業調査会の答申にそって調査研究中であり、財政問題もあって、内務省の感化法改正案が提示できずにいる旨が説明された*35。そして、23日の特別委員会では、速記をやめて4時間強の懇談会が開催され、24日の特別委員会では、少年教護法案の修正案が条文毎に示された。その主な修正内容は資料の通りである。

1933年3月25日貴族院本会議にて特別委員会での審議を経て、修正案を可決、同日衆議院にて修正案可決され、少年教護法案は当初のものを大きく修正するかたちで成立にいたった。

おわりに

本稿では、少年教護法案の作成から少年教護法案審議期間中における感化院関係者の働きをふまえ、少年教護法私案が感化教育実践に実際に携わってきた感化院関係者の長年の要望を反映したものとして位置付け、第64回帝国議会での少年教護法案の審議内容の具体的な変遷、およびその性格の一斑について検討した。その結果、第一に、少年教護法は感化院関係者の尽力によって成立した法律であったこと、第二に、審議を重ねる毎に、感化院関係者の要望を反映した荒川議員の法案の趣旨説明からかけ離れた内容へと修正が加えられてしまったことを明らかにした。池田のいう「こそくの改正」とは、この法律の性質を象徴することばであるといえよう。

少年教護法の成立過程から看取されるその性格については、以下の点が指摘できよう。第一に、感化法改正そのものが長年にわたる関係者の念願であり、少年教護法案は審議の過程で(とりわけ司法省の抵抗に遭い)廃案の危機にさらされていたことである。事実、司法大臣が何としても法案に賛成し兼ねるという意思表示を再三示し強硬な姿勢を崩さないため、3月21日、武田らは大久保委員より、「吾々当事者に司法省の希望

に妥協するよし外徒なきを断言せらる、要は明年に延期してもよしとなればこの議論の余地あるも本年通過せしめむとすれば議論の余地無し。司法省の希望に沿ふより外なし。当事者に妥協の徒を議せよ^{*36}と、今国会での成立をあきらめるか、更に妥協してでも法案を通すかという選択を迫られた。第二に、法案成立には、省庁の権限争いなど、感化院関係者の思惑とは別の次元で議論が展開し、これまで少年教護法成立のために尽力し続けてきた武田らが、法案成立を第一義課題と位置づけたこともあって、大幅な修正のもとに少年教護法が成立したことである。このように、大幅な修正がなされたとはいえ、感化院関係者は、院外教護の徒や児童鑑別機関設置の可能性など、感化法では欠落していた事柄も含め、法律施行後に実をとるという道をあゆむことになった。

今後の研究課題として、感化法改正の主要な論点となった児童鑑別や小学校卒業認定などの背景にある、感化院長らが法の規定と実際との不整合性を認識するに至った感化院入所児童や感化教育実践の実態について、施設所蔵の一次資料の発掘も含めて具体的に明らかにする必要がある。これらの解明については他日を期したい。

注

- * 1. 足立重太郎編『少年教護法制定顛末録』感化法改正期成同盟会、1935年。
- * 2. 森田明『少年法の歴史的展開』信山社出版、2005年所収の「第5章 昭和八年少年教護法の成立とその周辺」を参照。
- * 3. 拙稿「感化院長会議等に見る障害児問題の展開—国立感化院成立(1919年)から少年教護法制定(1933年)まで—」日本特殊教育学会『特殊教育学研究』第37巻第2号、1999年、1-12頁。
- * 4. 石原剛志「少年教護法案作成過程における関西院長会議常設委員四院長の役割と『少年教護法私案』の位置」大阪修徳学院『創立100周年記念誌』2008年を参照。
- * 5. 石原剛志・二井仁美・山崎由可里「近代日本感化教育史における大阪府立修徳学院所蔵資料の意義」同上書。他に、石原剛志「少年教護法成立経緯に関する研究—少年教護法案作成過程における感化院長の行動と役割—」、二井仁美「少年教護法成立経緯に関する研究—少年教護法審議期間中における感化院関係者の働き—」いずれも2010年度社会事業史学会発表レジュメを参照。
- * 6. 「第六回愛知以西二府十六県感化院長協議会議事録」『感化教育』第11号、1928年3月、128-174頁を参照。
- * 7. 『児童保護』第1巻第5号1931年11月、28頁。
- * 8. 前掲4. 石原の社会事業史学会発表および「愛知以西二府十六県朝鮮総督府院長会常設委員会関西支部幹事会史」『少年教護時報』第5号、1933年3月12日、18頁。
- * 9. 熊野隆治「感化法改正の喫緊を 我立法府に訴ふ」『少年教護時報』第4号、1932年12月30日、4頁。
- * 10. 同上誌、5-6頁。
- * 11. 衆議院議事速記録第8号、少年教護法案第一議会。『官報』1933年1月29日付、125頁。
- * 12. 同上、126頁。
- * 13. 同上、同頁。
- * 14. 同上、同頁。
- * 15. 少年教護法案委員会議録(速記)第2回、1933年2月1日、1頁。
- * 16. 少年教護法案委員会議録(速記)第3回、1933年2月17日、1頁。
- * 17. 同上、2頁。
- * 18. 少年教護法案委員会議録(速記)第4回、1933年2月20日、2頁。
- * 19. 同上、同頁。
- * 20. 同上、3頁。
- * 21. 同上、5頁。
- * 22. 同上、同頁。
- * 23. 同上、6頁。
- * 24. 少年教護法案委員会議録(速記)第5回、1933年2月22日、1-2頁。
- * 25. 同上、2頁。
- * 26. 同上、7頁。
- * 27. 同上、8頁。
- * 28. 少年教護法案委員会議録(速記)第9回、1933年3月2日、1-2頁。
- * 29. 同上、2-3頁。
- * 30. 『社会福祉法人武田塾所蔵資料3』214-215頁より。
- * 31. 少年教護法案委員会議録(速記)第11回、1933年3月6日、3頁。
- * 32. 同上、同頁。
- * 33. 同上、4頁。
- * 34. 六大都市に特別市制実施に関する法律案特別委員会議録第1～2号を参照。
- * 35. 六大都市に特別市制実施に関する法律案特別委員会議録第3号を参照。
- * 36. 大阪修徳学院所蔵、『日誌 感化法改正期成同盟』106頁。引用に際し、カタカナを平仮名にあらためた。